

# 契約条項兼重要事項説明書

電気事業法第2条の13の規定および特定商取引に関する法律第4条の規定に従い、電気需給契約(以下「本契約」といいます。)を締結するにあたって重要な事項を説明いたします。

## ◆個人情報の取扱いについて

・契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者(以下、「送配電事業者等」といいます。)、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

## ◆契約のお申し込みについて

- ・当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当社または当社の指定店に直接お申し込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申し込みいただけます。
- ・当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申し込みを承諾できないことがあります。
- ・お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。

## ◆契約内容について

- ・契約内容の詳細は当社の電気需給約款および電気料金メニュー約款(以下、「電気需給約款等」といいます。)によるものとします。
- ・当社は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、契約条項兼重要事項説明書及び電気需給約款等を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- ・当社は、電気需給約款等を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気需給約款等によります。お客さまは、変更後の電気需給約款等に異議がある場合、解約することができます。
- ・当社は、電気需給約款等又は需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気需給約款等を当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- ・電気需給約款等又は需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといいたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといいたします。
- ・電気需給約款等又は需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといいたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものといいたします。

## ◆供給開始時期について

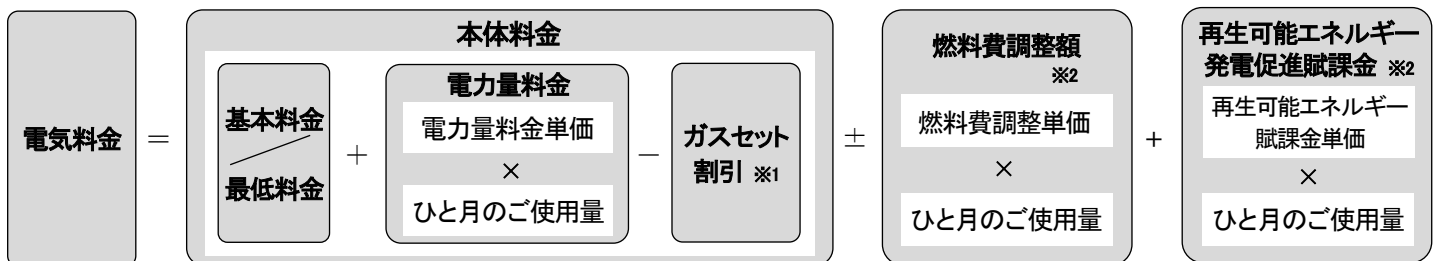
- ・電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1か月半後となります。
- ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。
- ・供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の2営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

## ◆料金メニューの適用条件について

- ・料金メニューは、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- ・お申込みの際、当社は対象機器の所有状況等を確認させていただきます。当社が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況等の確認にご協力いただくことについて承諾させていただきます。
- ・対象機器の撤去や当社と締結するガスの使用契約の解約等で料金メニューまたはガスセット割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、料金メニューまたはガスセット割引の適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- ・料金メニューまたはガスセット割引の適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気需給約款等に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## ◆料金について

- ・電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。



※1 ガスセット割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

- ・燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。
- ・料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費等調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

・燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格(27,100円/kl)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整単価の算定方法
27,100円/kl を上回る場合	プラス 調整	燃料費調整単価 =(平均燃料価格-27,100円/kl)×基準単価/1,000
27,100円/kl 以下の場合	マイナス 調整	燃料費調整単価 =(27,100円/kl-平均燃料価格)×基準単価/1,000

・平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \text{ (100円未満四捨五入)}$$

A: 平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格	$\alpha$ : 0.0140
B: 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均 LNG 価格	$\beta$ : 0.3483
C: 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格	$\gamma$ : 0.7227

●基準単価は下記の通りとなります。

区分		基準単価
最低料金が適用されるメニュー	最初の15kWhまで	2.475円
	15kWhをこえる1kWhにつき	0.165円
上記以外のメニュー	1kWhにつき	0.165円

・各月に適用する燃料費調整単価は適用の2カ月前の月末に当社[エネアークでんきホームページ](#)にてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社[エネアークでんきホームページ](#)にてご確認ください。

#### ◆料金算定の方法とお支払いについて

- ・検針および使用量の算定は、送配電事業者が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り電気需給約款等の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- ・料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- ・電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- ・電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイト「エネパンダ倶楽部」にてお知らせいたします。
- ・当社のガスをご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて、ガス料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただきます。この場合、エネパンダ倶楽部にて料金をお知らせした後に請求いたします。紙による「検針のお知らせ」の発行をご希望の場合、翌月のガス検針後に紙による「検針のお知らせ」を発行し、発行月の翌月のガス料金と電気料金とともに発行手数料として110円(税込)を申し受けます。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、「検針のお知らせ」にてお知らせできない場合や、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。

当社のガスをご契約でないお客さまは、エネパダ倶楽部にて料金をお知らせした後に請求いたします。紙による「検針のお知らせ」をご希望の場合、発行月の翌月の電気料金とともに発行手数料として110円(税込)を申し受けます。ただし、電気検針日の日程等によっては、「検針のお知らせ」にてお知らせできない場合がございます。

- ・送配電事業者からの検針データ受領のタイミングおよびその他事務都合により、当月の請求が翌月にずれて2か月分のご使用料金をまとめて1度にご請求させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・電気料金は当社の電気需給約款等に定める方法(口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法)で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。
- ・支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気需給約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- ・支払期日を経過してもなお料金(当社と他の契約の料金を含みます。)、延滞利息または電気需給約款等に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気需給約款等で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、払込取扱票(コンビニエンスストア用)をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、払込取扱票(コンビニエンスストア用)の発行手数料として330円(税込)を申し受けます。

#### ◆燃料費調整について

- ・原油やLNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- ・各月に適用する燃料費調整単価は、3か月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2か月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1~3月の貿易統計価格					6月分 電気料金			
	2~4月の貿易統計価格					7月分 電気料金		
		3~5月の貿易統計価格					8月分 電気料金	

#### ◆契約期間、契約の変更および解約について

- ・契約期間はご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。
- ・お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます(当社への解約のお申し出は不要です)。
- ・契約の変更や解約を希望される場合は、電力専用ダイヤルへお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の2営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。
- ・契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。
- ・クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- ・お客さまが、当社に通知をされずに需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

## ◆その他

- ・託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、動力契約の場合は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとなり、周波数は、標準周波 60 ヘルツとなります。
  - ・契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気需給約款等の定めに従い定めることといたします。
  - ・お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときや、新たな電気の使用等にもなわないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
  - ・送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。  
これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものいたします。
  - ・ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
  - ・当社または送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
  - ・現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。
- ・ホームページからのお申込みは、訪問販売または電話勧誘販売の方法でのお申込みではないため、クーリング・オフは適用されません。また、商品の性質上、返品はできません。**

### 【お問い合わせ先】

小売電気事業者(A0241)

〒541-0051 大阪府大阪市備後町3丁目6番14号 アーバネックス備後町ビル 4F

株式会社 エネアーク関西

代表取締役社長 荒木 孝昌

営業時間 9:00～17:40(年末年始を除く全日)

電力専用ダイヤル 0120-77-1006